第５章　活用計画

１　公開その他活用の基本方針
２　公開計画
３　活用計画
４　実施に向けての課題

第８図　建造物内活用基本計画図
第９図　公開範囲及び便益施設設置計画図
第１０図　建物内展示コンセプト
写真３　活用事例１：旧小原家住宅での活動例
写真４　活用事例２：旧小原家住宅での活動例
写真５　展示予定資料

第5章　活用計画

1　公開その他活用の基本方針

伊藤家住宅は、花巻市の東南部、江刺市境に近い東和町田瀬覚間沢地区に建つ、重要文化財（建造物）である。創建の地にあって、公有化された近世民家であり、昭和53年の保存修理工事に際して現状変更の許可を受けて復原されている。広く一般に公開するとともに、建造物としての空間構成を生かし、効果的に活用することを目指す。また覚間沢地区は、自然豊かな山村景観を維持しており、文化財建造物の公開にすぐれた環境を与えている。本計画では、伊藤家住宅の活用について、以下の基本方針を定める。

① 旧盛岡藩領最南端に位置し、旧仙台藩江刺郡と境を接する立地環境にあって、民家形式として直屋と曲り屋の混在域となっている。東北地区における近世民家と、その生活様式について理解を深める場として公開する。

② 学校教育との連携を推進し、地域学習・体験学習の場として活用を図る。

③ 良好な周辺環境を生かして、山村の生活について実感できる施設として、地域住民との交流の場として活用を図る。

④ 過疎化が進む地域におけるサロンとして利用し、地域の活性化及び世代間交流の場として活用を図る。

2　公開計画（図8参照）

(1) 建造物の活用

ア　近世民家とその生活を学ぶ場としての公開

伊藤家住宅は、旧仙台藩江刺郡との藩境に接した盛岡藩領最南端にある直家と曲がり屋の混在する地域にあり、岩手県南部の農家の代表的な内馬屋付直家としての古い形式を留めており文化財的価値が高い。広く一般に公開することを活用の主たる活動とする。敷地全体と建物内部を公開範囲とする。同住宅の理解を深めるための解説展示を行い、併せて伊藤家で使用されていた農具等を展示する。

一般公開は地元保存会に委嘱し、地元住民と来訪者の対話を通して、文化財建造物と地区での生活についての理解を深められるように努める。

公開期間と公開時間は次のように定める。

○公開期間　　5月第1週～11月25日（月曜日休館、月曜祝日の場合は翌日）

○公開時間　　午前9時～午後4時30分

イ　生涯学習機関との連携による地域学習・体験学習の場としての活用

生涯教育施設の一つと考え、学校教育との連携を推進し、管内小中学校の児童生徒の授業・校外活動の場として積極的な利用を図る。近世民家での生活習慣や作法を学ぶ場として有効である。また地元住民との交流を進め、地域間交流、世代間交流の場とする。

また、修学旅行生や管内児童生徒が山村生活を体験できるよう、多様な学習プログラムを準備する。大学等研究機関の学術調査・研究には積極的に協力する。

また一般を対象とした「味噌作り」、「山野草クッキング」、「餅つき」などの生活体験プログラムを準備し、小正月等の年中行事体験などのイベントを企画する。

ウ　地域のサロンとしての活用

覚間沢地区には、住民の集会施設がないため、地域のサロンとして、集会、住民の茶飲み場や、地域の行事（正月行事・年祝い等）の場として利用する。地域住民の利用は公開期間に限らず、年間を通して随時行うものとし、建物の良好な管理にも資するよう図る。

表　年間スケジュール予定表

月 行事予定	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
小正月行事体験	○												
農村生活体験				○	○	○	○	○	○	○	○		
山野草クッキング								○					
味噌づくり			○										
一般公開					○	○	○	○	○	○	○		自由見学

(2) 活用プログラム案

『農村生活体験』

花巻市東和地域において実施されてきた修学旅行生等に古民家での生活等について学習する機会を提供する学習プログラム（重要文化財旧小原家住宅で実施済み）

『山野草クッキング』

市民の有識者に市の担当部局が後援し、実施されている事業。山野に生育している野草をさまざまな方法に調理し、試食してみるプログラム。伊藤家住宅の周辺にも山野が広がっていることから、関係機関に問い合わせたところ開催は可能との回答を得ている。（旧東和町により継続して実施中）

『味噌作り体験』

冬期間に旧小原家住宅を利用して実施してきた事業。カマド等を使用し味噌を一から作ってさまざまな料理を調理するプログラム。関係機関に問い合わせたところ開催は可能との回答を得ている。

(3) 周辺環境を含めた活用

現在公有化されている範囲のみでなく、伊藤家住宅周辺には古くから残る景観が広がっており文化財を構成する重要な要素の一つとなっている。

そこで伊藤家住宅を中心とした周辺自然環境を学習する機会についても実施が可能と考えるられることから、今後自然観察会・バードウォッチング・星空観察会等を開催できるよう関係団体機関と協議し実施を目指す。

(4) 関連施設との連携

花巻市では、重要文化財（建造物）旧小原家住宅があり、地元保存会との連携により、すでに各種の活用プログラムを実施してきている。その他関連施設とも連携して年間行事計画を策定し、効果的な活用を検討する。

(5) 協力体制

花巻市の関係機関、市民団体等との協力体制を強化し、効果的な活用を検討する。例えば旧小原家住宅保存会との交流を通した連携や、周辺環境を含めた活用におけるグリーンツーリズム団体、野鳥の会、天文同好会等との連携を図る。

3 活用計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件･遵守すべき法規等

①文化財保護法

重要文化財(建造物)として、文化財保護法の適用を受けている。

②建築基準法

大規模な修繕に当たっても、建築基準法の適用は受けない。(建築基準法第3条による適用除外) ただし文化財建造物の保存修理については適応除外とする。(基準法第3条)

③消防法

消防法施行令別表第一(十七)項に規定する防火対象物として消防法の適用を受けている。

(2) 建築計画 (図8、9参照)

ア 重要文化財(建造物)の現状

伊藤家住宅は、昭和53年保存修理工事で江戸時代の形態に復原されている。活用に際しては現状を維持することを原則とする。平成18年保存修理工事により、建造物の保存状態は良好である。保存管理計画に従って差し茅、屋根葺き替え等の管理を行い、建造物を健全に維持しつつ活用に供する。

イ 公開活用に向けた施設整備

① 展示設備

伊藤家住宅内には、昭和53年保存修理工事で電気配線工事を実施しており、小屋組用のスポットライト照明1基、居室部に二口コンセント3箇所を設置している。

現状では、建造物の構造を確認するためには照度が若干不足しており、受電容量に注意しながら、必要な照明器具の増設を検討する。

展示パネルは、建造物の空間の魅力を生かしながら、主要な部材を傷めないよう、掲示方法を検討する。

上記の設備工事は平成19年に実施する。

昔の生活様式を写真パネル等により展示するためにピクチャーレールの設置を検討しているが、こちらについても伊藤家住宅の雰囲気を壊しかねない可能性があることから、レール方式を採用せず、何点か吊り下げ式のワイヤーを設置する方法など建造物に大きな影響を与えない方法を検討し平成19年度に設置する。

②便益施設

管理委託および活用を実施するにあたり次にあげる設備について必要と考える。

･トイレ

伊藤家住宅には公開活用に使用できるトイレがない。早急に整備する必要がある。

設置位置は伊藤家住宅敷地周辺を想定するが、周辺景観も文化財建造物と一体として保全すべき対象と考えられ、建築計画には十分な検討を要す。一案として、昭和53年保

存修理工事において敷地内に移築整備された納屋（旧馬屋）の改修を想定する。必要最小限の設備とするが、多機能トイレ等の使用者の利便を考慮した設備とする。覚間沢地区は下水道が未整備のため、併せて浄化槽を設置する必要がある。

・駐車場

伊藤家住宅の周辺には一般来訪者が使用できる駐車場がなく、東側や北側の町道に路上駐車している。また、地域のサロンとしての活用上も駐車スペースの確保が望まれる。

必要な用地の取得を検討する。整備方針としては、周辺景観の保全を考慮してアスファルト等の舗装は施さず、整地・砂利敷き程度とする。

・案内板

現在、伊藤家住宅の案内板は、近傍に1基が設置されているのみである。

一般来訪者のため、主要な経路を的確に誘導できるよう案内板等を設置する必要がある。また、東北横断道花巻釜石間道路の整備後は、IC出口等からの経路についても考慮する。

・屋外解説板

文化財解説板は周辺景観に考慮して屋外には設置しないものとし、建物内の展示パネル及び配布説明資料等を活用する。

ウ　納屋（旧馬屋）の整備

伊藤家住宅の敷地には、昭和53年保存修理工事で主屋から撤去され、納屋として移築整備された旧馬屋がある。外観及び構造については文化財建造物に準じて維持するが、内部は利用可能である。

管理に用いる用具・物品を収納するほか、前記のとおり、トイレの設置候補位置として検討する。

エ　外構の整備

伊藤家住宅の敷地内は、土の地面としている。文化財建造物の周辺景観としてこれを維持する。水たまりの原因となる凹凸等が生じないよう管理する。敷地の北辺と西辺にはU字溝が敷設されている。通路部分には溝蓋を置き、誤って踏み込まないよう、周囲の除草に努める。

(3) 周辺の土地に係る保存整備計画（図9，10参照）

現在、伊藤家住宅敷地に加え、東側水田と北側水田の一部について、防災施設の設置を目的として花巻市所有地としている。周辺環境の保全及び駐車場の整備等を目的として、周辺の土地等について公有化を検討する。

周辺環境にかかる活用計画については、今後の検討課題とする。

(4) 管理運営計画

○　運営主体

伊藤家住宅の公開活用の運営主体は花巻市とし、花巻市教育委員会が担当する。

○　運営委託

伊藤家住宅の日常の公開は、地元住民が組織する伊藤家住宅保存会に委託して実施する。公開活用に必要な経費は花巻市が支出する。

担当部局（市教育委員会）は月例管理（月2回以上、第2章参照）と併せ、公開状況の把握に努める。

○　公開期間と公開時間

一般公開の期間は、4月下旬から11月下旬とし、閉館日は月曜日（祝日の場合は火曜日）とする。なお、管理人と協議の上、別途閉館日を定めることがある。年度毎に年間公開計画を策定して、これを公表する。

公開時間は、午前9時から午後4時30分とする。

○　公開の制限

気象等の事由により臨時に公開を中止することがある。

○　公開範囲

伊藤家住宅主屋は、建物の内部及び外部を全て一般に公開する。ただし、「まや」の板囲い内は床面保護のため、立ち入りを禁止する。大規模な建造物ではなく、空間構成も複雑ではないため、見学順路は定めない。建物の出入りは、土間南面の戸口を主とし、土間から床上へは「ざしき」東から上がる。

「うまや」南面の大戸口は、安全のため公開中は施錠しない。

「おかみ」「ざしき」「でい」の外回り建具は、天候を判断しながら開放する。

伊藤家住宅敷地は、全体を公開範囲とする。ただし、消化ポンプ室内部および背面の斜面際については安全確保のため立ち入り禁止とする。

○　入場の制限

伊藤家住宅は、近世の民家建築であり、空間構成、構造上の特性により、一時に多数の見学者が滞留することができない。建物内に滞留する人数は概ね50名を限度とし、これを超える場合は、入館を制限する。

○　ガイド

管理人による文化財解説を行う。解説内容については、花巻市教育委員会が助言し、正確な情報提供に努める。

○　配布資料等

一般の見学者に対して、文化財の普及を目的として無償のパンフレットを制作、配布する。パンフレットの内容の充実に努め、多言語対応等を検討する。

○　管理用什器

管理に用いる机等の什器は、必要最小限の配置に留め、雑物を持ち込まないよう注意する。またホウキ、ハタキ等の清掃用具の収納は納屋を利用する。

特に消化ポンプ室へは持ち込まない。

○　公開情報の提供

花巻市教育委員会は、年間の公開計画、企画事業計画、その他の公開状況に関する情報の提供に努める。

花巻市広報誌やホームページ等を活用する。

○　公開記録の作成

一般公開に関して必要な記録は管理人が日誌を作成する。企画事業等について実績を記録する。花巻市教育委員会は記録の管理を行い、今後の公開活用計画の基礎資料とする。

入場者等の要望または意見を記録し、今後の公開活用計画の参考とする。

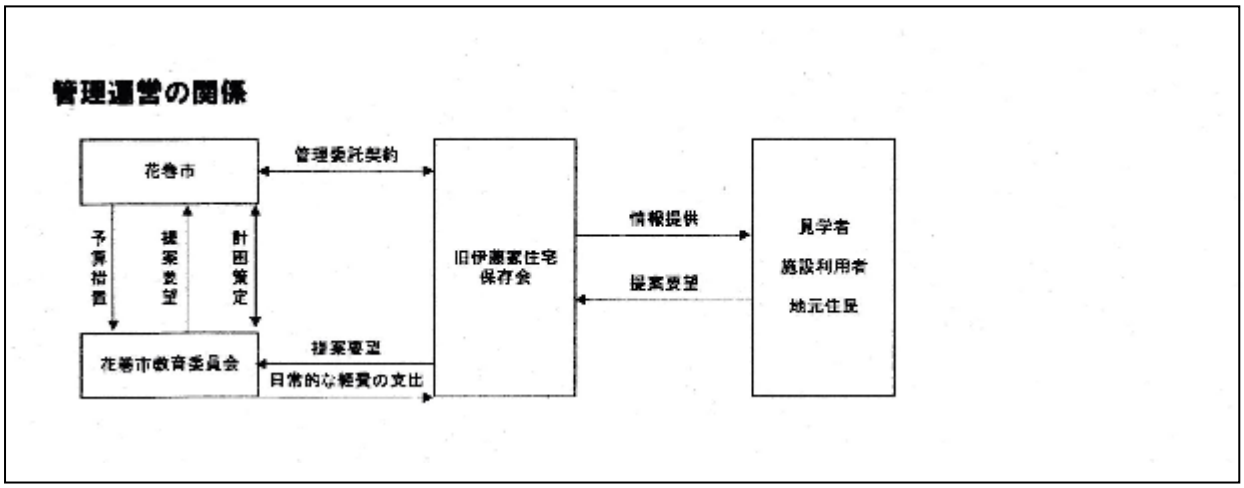

(5) 展示計画 (図10参照)

ア　展示の基本方針

伊藤家住宅の主屋内の展示は、文化財建造物としての価値を尊重したものとし、以下の方針を定める。

①　建築物の空間と建築技術

重要文化財(建造物)としての空間構成の特質と建築技術について理解を助ける展示を行う。主として展示パネルを用い、照明等を利用して展示効果を高める工夫をする。

また周辺地域における内馬屋直家形式の民家との比較等も行う。

②　山村生活の再現

伊藤家で使用されてきた民具を中心に、山村での生活について理解を助ける展示を行う。東和ふるさと歴史資料館等の研究成果を活用し、当該地域の特性と位置づけを明確にする。

また、住宅内部に馬屋を設ける直家での生活が理解できるような展示を行う。

展示民具は季節に合わせた入れ替えを行うが、伊藤家と関係の薄いもの、著しく時代性の異なるものは持ち込まないように注意する。

③　年中行事の再現

民具・什器等を活用して地域の年中行事の再現に努め、季節感の演出に努める。あわせて保存会を中心に伊藤家住宅を利用して年中行事を行い、地域の伝統の継承の場とする。

イ　その他、展示に係る活動について

①　展示に係る調査研究

伊藤家住宅における展示内容を充実させるために、資料館等は地域の民俗等についての調査を深め、研究成果を展示に反映させる。

4　実施に向けての課題

(1) 建築的課題

文化財建造物の公開活用を図るために、建物を健全に維持する。このための中長期計画を早急に立案する。

トイレ・駐車場・案内板等を早期に整備するため、関係機関・地元等との調整を進める。

(2)管理運営に関する課題

伊藤家住宅保存会との協議を進め、円滑な管理運営委託を実現する。

活用において企画事業を実施するために、関係機関・市民団体等との連携を確立する。また新たな活用手法の調査を進める。

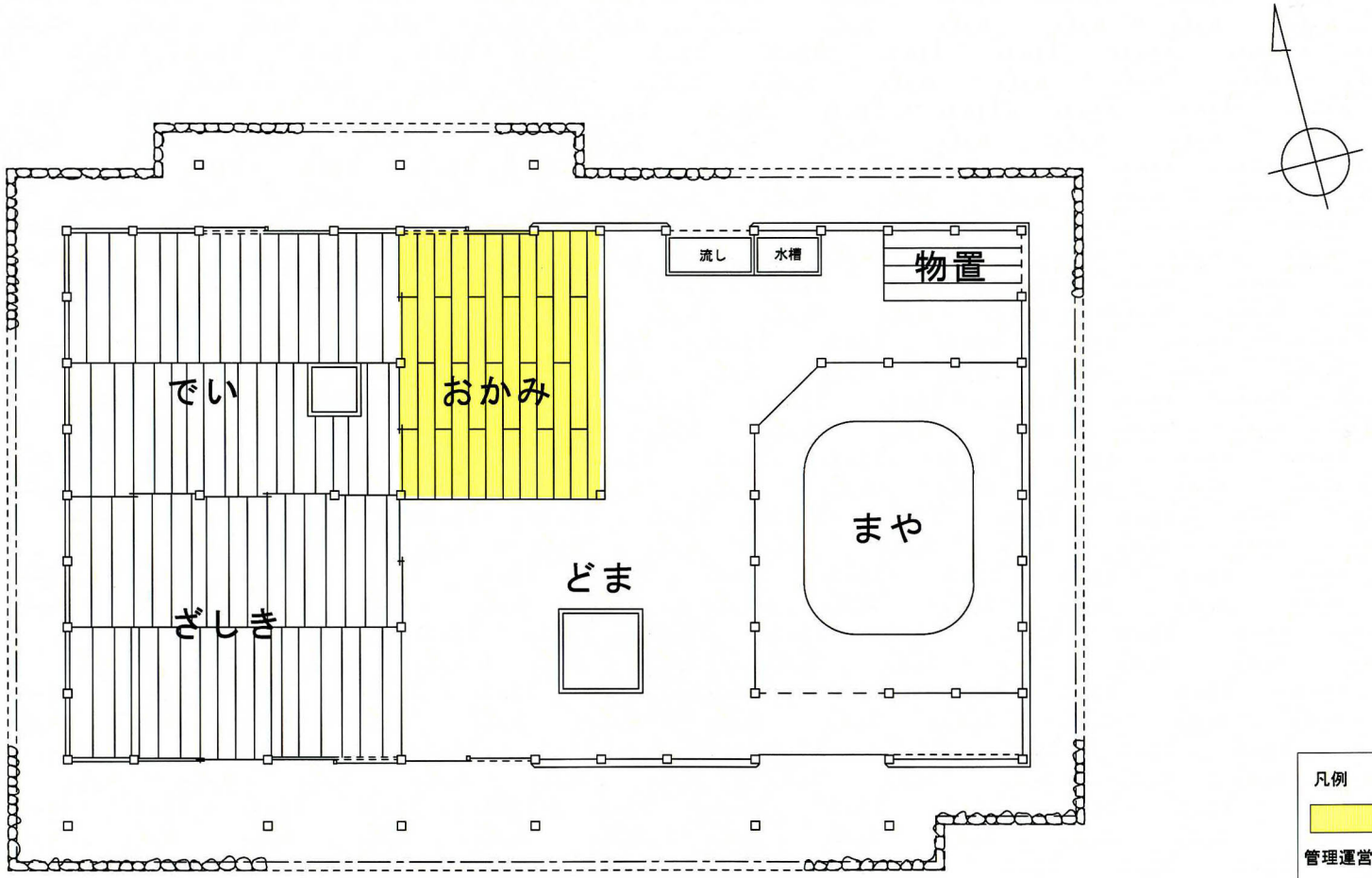

凡例

管理運営・地域のサロン

伊藤家住宅の主屋全体を公開範囲とする。

ただし、「まや」の板囲い内への立入りは禁止とする。

岩手県花巻市	重要文化財（建造物）伊藤家住宅	
図版番号 図　8	図版名称 建造物内活用基本計画図	縮尺

岩手県花巻市	重要文化財（建造物）伊藤家住宅	
図版番号 図　9	図版名称 公開範囲及び便益施設設置計画図	縮尺 1/200

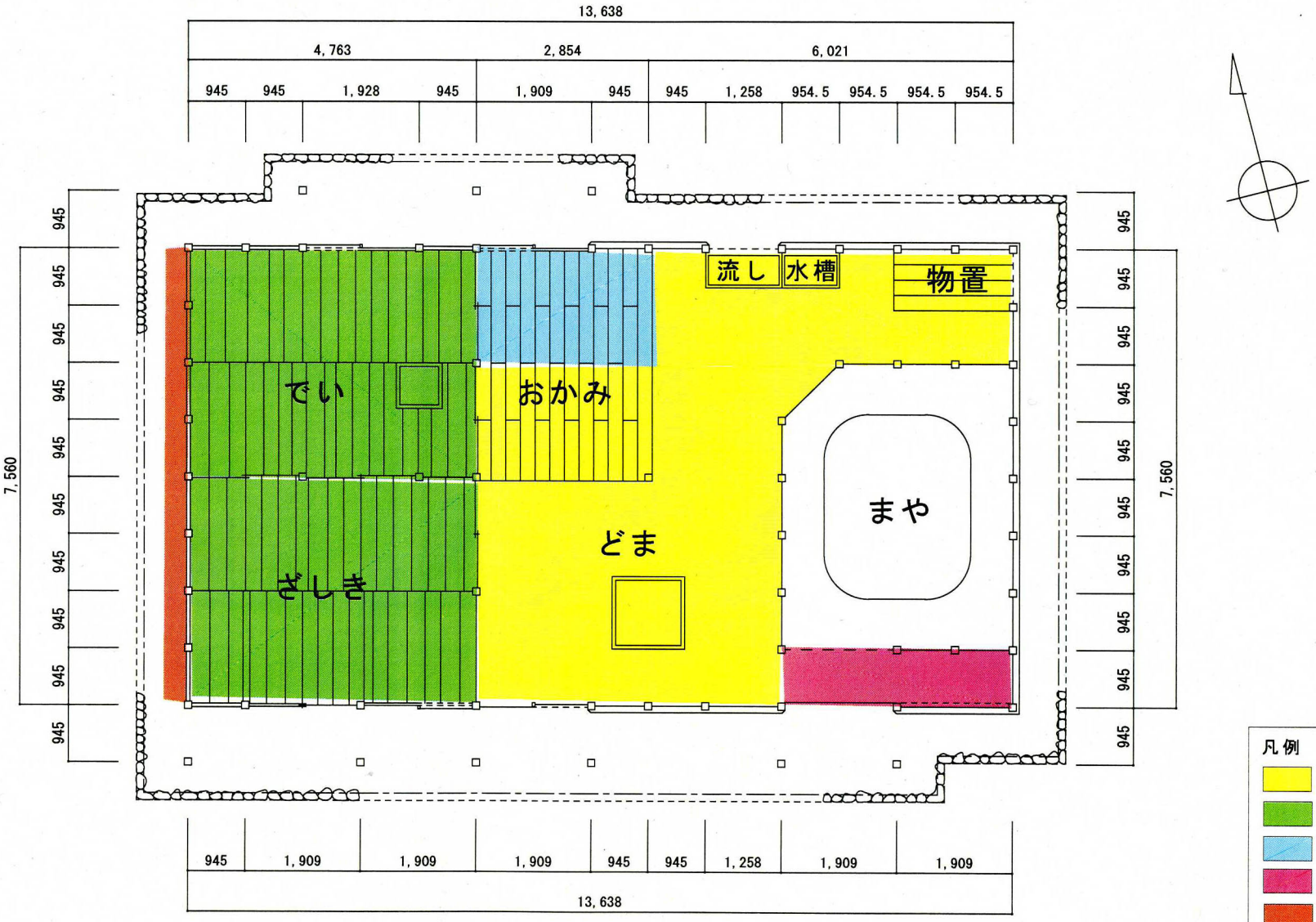

岩手県花巻市	重要文化財（建造物）伊藤家住宅	
図版番号 図　10	図版名称 建物内展示コンセプト	縮尺